

令和2年4月30日

保護者 様

東松山特別支援学校長 中里 尚樹

【重要】県立特別支援学校の休業期間の延長について（改訂版）

令和2年4月28日に埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、埼玉県教育委員会教育長より「県立学校の休業期間の延長について（通知）」が発出されました。その内容を踏まえ、下記のとおり、臨時休業を延長することといたします。

児童生徒の皆さん及び保護者の皆様には、さらなる御心配と御負担をおかけすることになります。しかしながら、趣旨を御理解の上、引き続き健康管理に努め、学校HP掲載の「新型コロナウイルス感染予防のために（4月28日改訂版）」を踏まえ、感染拡大の防止にご協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。また、「子供のメンタルヘルス対応として」「保護者のみなさんへ」「幼稚園児・小学生、中学生・高校生のみなさんへ」「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」もHP掲載いたしましたのでご活用ください。

記

1 臨時休業について

- (1) 県立特別支援学校において、5月31日（日）まで臨時休業を延長する。
- (2) 一層の感染拡大防止のため、登校日は設けない。

2 臨時休業期間中の学校での居場所の確保について

- (1) 家庭で過ごすことを原則とするが、保護者が医療従事者など、やむを得ない事情がある場合については、これまでと同様に受け入れを行う。
- (2) 受け入れ時間は、9：00～13：45とする。
- (3) 受け入れに際しては保護者等の送迎とする。（スクールバスは運行しない）
- (4) 家庭から昼食を持参する。
- (5) 希望がある場合、2日前までに電話で8：30～17：00に教頭へ申し出る。ただし37℃以上の発熱がある場合、咳がある場合、家族に同様の症状がある場合などは受け入れることができない。

3 その他

- (1) 不要不急の外出を控えるなどの感染防止対策を引き続き行ってください。
- (2) 毎日、必ず検温等の健康観察を行い、青色の「健康観察カード」に記入してください。
- (3) 一斉メールのほか、本校ホームページを定期的に確認してください。

担当 教頭 鳥海・明戸

電話 0493（24）2611